

## ○明日のしずおか茶育成事業費補助金交付要綱

平成22年3月30日

告示第268号

静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第22条の規定に基づき、明日のしずおか茶育成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

### 明日のしずおか茶育成事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

知事は、県内の茶業の振興を図るため、明日のしずおか茶育成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

この要綱において「明日のしずおか茶育成事業」とは、次に掲げるいずれかの事業であって、県内の茶業全体の振興に資するものをいう。

ア しずおか茶安心づくり事業 茶の栽培から販売までの工程の明確化を図る事業その他の県内の茶業に対する信頼性の確保を図るための事業

イ しずおか茶計画的生産対策事業 県内で栽培された茶葉(以下「県産茶葉」という。)及び県産茶葉を用いて製造された茶(以下「県産茶」という。)の適正な価格を形成し、かつ、生産量の確保を図るための事業

ウ しずおか茶ファン創出事業 県産茶の愛好者の創出を図るための事業

エ しずおか茶人材育成事業 茶業を担う人材の育成及び確保のための事業その他の茶業に関する技術及び知識の継承及び水準の向上を図るための事業

#### 第3 補助の対象及び補助率

##### (1) 補助の対象

明日のしずおか茶育成事業に要する経費

##### (2) 補助率

(1)に掲げる経費の2分の1以内とする。

##### (3) 補助の対象の特例

明日のしずおか茶育成事業であって、交付の決定の前に着手し、又は完了したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第5の(1)及び(2)、第6、第7並びに第9の規定は適用せず、第3の(1)中「要する」は「要した」と、第4の(1)イ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)ウ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定及び確定通知書」と、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」と読み替えるものとする。

#### 第4 交付の申請

##### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)
- エ 資金状況調べ(様式第4号)(第3の(3)の規定により交付の決定の前に完了したものについて補助金の交付を申請する場合を除く。)
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20パーセントを超えるものに限る。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間)内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第5号)

イ 変更事業計画書(様式第2号)

ウ 変更収支予算書(様式第3号)

エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第6号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 収支決算書(様式第3号)
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書(様式第7号)

イ 資金状況調べ(様式第4号)

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年3月26日告示第235号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示(第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和8年4月10日告示第714号)

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

様式第1号(用紙 日本産業規格A4縦型)

明日のしずおか茶育成事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地  
名称  
代表者 氏名

年度において明日のしずおか茶育成事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円  
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円  
(2) 理由  
(3) 時期

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人(カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の内容

区分	内容	実施(予定)時期	備考

2 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

資金状況調べ

区分 月別	収入				支出				差引残 高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(用紙 日本産業規格A4縦型)

明日のしずおか茶育成事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地  
名称  
代表者 氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた明日のしずおか茶育成事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地  
名称  
代表者 氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた明日のしずおか茶育成事業が完了した  
ので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号(用紙 日本産業規格A4縦型)

請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた明日のしずおか茶育成事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号(用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた明日のしずおか茶育成事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)	金	円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名